

室蘭市食品ロス削減推進庁内連絡会議設置要綱（案）

（設置）

第1条 室蘭市における食品ロスの削減推進に向け、全庁的な取り組みを検討するため、室蘭市食品ロス削減推進庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 連絡会議は、室蘭市における食品ロスの削減推進に向け、食品ロスの削減の推進に関する法律及び食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針に基づく本市の取り組みについて、協議を行う。

（組織）

第3条 連絡会議は、防災対策課、地域生活課、環境課、高齢福祉課、生活支援課、子育て支援課、健康推進課、産業振興課、農水産課、教育委員会指導班、生涯学習課、学校給食センターで組織する。

2 出席者は、原則として課長職または課長補佐職とするが、係長職以下による代理出席も認める。

3 第1項の規定に関わらず、第1項に掲げる課以外の課の出席を妨げない。

（座長）

第4条 連絡会議は、座長を置く。

2 座長は、環境課の廃棄物減量・リサイクルを担当する課長職が就く。

3 座長は、連絡会議を代表し、会議を総括する。

（会議）

第5条 連絡会議は、座長が招集し、座長が会議の議長となる。

（庶務）

第6条 連絡会議の庶務は、環境課が行う。

（補足）

第7条 このほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、座長が第3条第1項の課等と協議して決める。

附則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。